

地域公共交通計画の進行管理について

1. 法制度について

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第7条の2第1項において、「地方公共団体は、地域公共交通計画を作成した場合には、毎年度、当該地域公共交通計画の区域における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、地域公共交通計画を変更するものとする。」ものとされている。
- 同条第2項において、「調査、分析及び評価を行ったときは、速やかに、その結果を主務大臣に送付しなければならない。」とされている。

2. 進行管理について

- 進行管理スケジュール（資料1-2参照）
- 計画に定めた取組の実施状況の確認及び評価指標の算出を行い、これらに基づき評価等を実施する。（資料1-3参照）
- 地域公共交通活性化協議会において結果の報告を行い、評価結果をとりまとめる。
必要に応じて、次年度以降における効率的・効果的な事業について協議を行い、取組の検討・施策や目標値などの見直しを行う。
- 国土交通大臣及び総務大臣へ資料1-4の様式をもって評価結果を送付する。